

改正

昭和54年12月21日告示第29号

平成 6 年 9 月30日告示第28号

平成 7 年 8 月22日告示第17号

平成12年12月 1 日告示第41号

平成23年 2 月22日告示第 4 号

平成23年12月22日告示第38号

平成24年 6 月 1 日告示第20号

平成25年 3 月14日告示第 8 号

平成25年 4 月 1 日告示第16号

平成27年 2 月10日告示第59号

平成28年 2 月 4 日告示第 5 号

平成29年 4 月 1 日告示第33号

平成29年 7 月20日告示第51号

平成30年 3 月30日告示第19号

平成30年 8 月24日告示第47号

令和 5 年 4 月 1 日告示第45号

湯川村農業振興事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 村は、農業の振興を図るため、村内の農業団体、及び農業者の組織する団体、若しくは農業者等（以下「補助事業者等」という。）に湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第 6 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助金は、補助事業等が別表に掲げる事業を行う場合に当該事業に要する補助対象経費について、及び農業団体その他村長が適当と認めるものが同表に掲げる事業を行う場合、当該事業に要する補助対象経費について補助するとき、当該補助に要する経費について当該補助事業者に対して交付するものとし、その額は同表に掲げる補助率の範囲内において村長が定める額とする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、村長が別に定める日とする。

（補助金交付の条件）

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

（変更の承認の申請）

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき村長の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号の変更（廃止、中止）承認申請書を村長に提出しなければならない。

（申請を取下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までとする。

（事業の着手）

第7条 事業の着手は、原則として補助金交付指令（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、あらかじめ補助事業者等は、その旨を具体的に明記した指令前着手届（別記様式第3号）を村長に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は別記様式第4号により、当該事業完了の日（事業廃止について村長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日まで行うものとする。

（補助金の交付の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、前条の実績報告書の提出とあわせ、別記様式第5号により、請求書を村長に提出しなければならない。

（概算金）

第10条 村長は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。この場合は、別記様式第6号の概算払請求書によるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計簿その他の書類を

選遍し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間（県補助事業に係るものにあつては5年間）保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 次の補助金交付要綱は廃止する。

湯川村農業振興促進事業補助金交付要綱

湯川村稲作転換対策推進事業費補助金交付要綱

湯川村作付転換誘導事業費補助金交付要綱

湯川村農業機械導入事業費補助金交付要綱

湯川村畜産振興事業補助金交付要綱

附 則（昭和54年12月21日告示第29号）

この要綱は、昭和54年12月21日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。

附 則（平成6年9月30日告示第28号）

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年8月22日告示第17号）

この要綱は、平成7年8月22日から施行する。

附 則（平成12年12月1日告示第41号）

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月22日告示第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月22日告示第38号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月1日告示第20号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月14日告示第8号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日告示第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月10日告示第59号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月4日告示第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第33号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成29年7月20日告示第51号）

この告示は、平成29年7月20日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第19号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則（平成30年8月24日告示第47号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日告示第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区分	事業名	経費等の詳細	補助率	軽微な変更
1 団体	1 産米改善対策事業	産米改善協議会が行う産米改善事業に要する経費	3 / 4 以内	同上
	2 農業技術対策事業	農業技術者連絡協議会が行う農業技術等の研修、指導の統一のための会議等に要する経費	定額	同上
	3 有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣駆除隊が行う有害鳥獣等の駆除事業に要する経費	定額	同上
	4 認定農業者連絡協議会活動事業	認定農業者連絡協議会が行う農業技術等の研修や会議等に要する経費	定額	同上
	5 特認事業	村長が農業振興上特に育成しようとする団体運営に要する経費	定額	同上
2 稲作振興	1 地力維持増進対策事業	農業協同組合、農業法人及び農業者の組織する団体等が地力維持増進対策のための土壌改良剤施用に要する経費	1 / 2 以内又は定額	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の

				20%以上の減 2 事業主体（実施主体を含む）の変更
2 地産地消推進支援事業	村内関連施設における地元産品の消費推進のための経費	定額		次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の20%以上の減
3 学校給食用地元産米供給事業	学校給食へ地元産米を供給するのに要する経費	定額		同上
4 地域水田農業特別奨励事業	1 米の需給調整を推進するために要する経費	定額		同上
	2 農用地利用改善団体の運営を支援するための経費	定額		
5 農地集積協力金交付事業	農地中間管理事業における機構集積協力金	定額		同上
6 経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策制度の周知をはじめ、交付金の申請事務等を円滑に進めるために要する経費に対する助成	定額		同上
7 地域担い手育成支援事業	人・農地プラン（マスタープラン）に位置づけられた中心経営体等の農業用機械等導入に要する経費	1／5以内		同上
8 中小農家経営継続支援事業	経営面積1ヘクタール以上の中小農業経営体に対し、農業機械の導入に要する経費	1／5以内		同上
9 環境にやさしい農業推進事業	農業者等が行う稲わらの堆肥化に要する経費	1／2以内		同上

	10 スマート農業 導入支援事業	経営面積 1 ^{ヘクタール} 以上の農業経営体に対し、 スマート農業機械の導入に要する経費	1 / 2 以内	同上
	11 特認事業	村長が稲作振興上、特に認めた事業に要 する経費	定額	同上
3 畜産 振興	1 家畜導入事業	農業協同組合及び農業者の組織する団 体が行う次に掲げる家畜導入に要する 経費 (1) 肥育素牛 (2) 繁殖素牛 (3) 繁殖用雌雄豚 (4) 乳用牛（搾乳用）	定額	次に掲げる変 更以外の変更 1 導入頭数 の変更 2 事業費の 20%を超え る減 3 畜種の変 更
	2 家畜防疫事業	農業協同組合等が行う家畜防疫事業に 要する経費	1 / 2 以内	次に掲げる変 更以外の変更 1 事業費の 20%以上の 減
	3 畜舎建設事業	農業協同組合農業者の組織する団体及 び農業後継者等が行う次に掲げる施設 整備に要する経費 (1) 牛舎 ① 繁殖施設は、牛房施設100㎡以上、 繁殖牛8頭以上飼養できる規模の牛 房施設 ② 肥育施設は牛房施設100㎡以上肥育 牛15頭以上飼養できる規模の牛房施 設 (2) 豚舎	国県補助事業 の補助残の 1 / 10以内 国県補助事業 対象外は 3 % 以内	同上

			① 繁殖施設は豚房施設100㎡以上繁殖豚15頭以上飼養できる規模の豚房施設 ② 肥育施設は豚房施設100㎡、肥育豚100頭以上飼養できる規模の豚房施設		
	4	素牛導入資金 利子補給事業	素牛を導入するために資金を借り受けた資金の償還利子に対する経費	1 / 2 以内	同上
	5	有機肥料利活用促進支援事業	畜産農業者の組織する団体等が行う堆肥等の有機肥料利活用事業に要する経費	10 / 10 以内	同上
	6	農畜産業連携維持支援事業	畜産農業者の実施する循環型農業に要する経費	定額	同上
	7	特認事業	村長が畜産振興上、特に認めた事業に要する経費	1 / 10 以内又は定額	同上
4 園芸、 特産振興	1	農業用使用済プラスチック適正処理事業	農業協同組合や農業法人、農業者の組織する団体等が行う農業用使用済プラスチックやビニールなどを適正に処理するのに要する経費	定額 1 / 3 以内	同上
	2	園芸振興作物用機械施設資材等購入事業	出荷販売目的の園芸振興作物に係る機械施設資材等に係る経費	別途定める交付要綱のとおり	同上
	3	特認事業	村長が園芸、特産振興上、特に認めた事業に要する経費	定額	同上
5 土地改良	1 調査事業	1 かんがい排水事業	国営、県営、団体営及び共同施行営によるかんがい排水調査事業に要する経費	受益者負担額の 1 / 10 以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の 20% 以上の減
		2 圃場整備事業	1 県営による圃場整備調査事業に要する経費	〃 7 / 10 以内	同上

		業	2 団体営による圃場整備調査事業に要する経費	" 7 / 10以内	
	2 本事業	1 かんがい排水事業	1 国営によるかんがい排水事業に要する経費	" 1 / 10以内	同上
			2 県営によるかんがい排水事業に要する経費	" 3 / 10以内	
			3 団体営及び共同施行営によるかんがい排水事業に要する経費	" 3 / 10以内	
		2 圃場整備事業	1 県営による圃場整備事業に要する経費	" 1 / 10以内	
			2 団体営による圃場整備事業に要する経費	" 1 / 10以内	
		3 農道整備、客土、暗渠排水畑地かんがい事業	団体営及び共同施行営による事業施行に要する経費	" 1 / 10以内	
	3 土地改良施設維持管理事業	土地改良区が農業用施設の維持管理に要する経費	定額	同上	
	4 土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良区が農業用施設の維持管理に要する経費	受益者負担額の 1 / 3 以内	同上	
	5 特認事業	村長が特に認めた事業に要する経費	定額	同上	
6 農業後継者対策	1 農業後継者研修事業	1 農業後継者が県等の主催に係る海外派遣研修事業参加に要する経費	本人負担額の 1 / 2 以内	同上	
		2 農業後継者が村外の農業先進農家で研修を行う事業に要する経費	" 7 / 10以内	同上	

	2 新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業・就農準備資金・経営開始資金等)	経営が不安定な就農直後(5年以内)の新規就農者に対する助成	定額	同上
	3 経営継承・発展支援事業	中心経営体等から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための経営発展計画に基づいて実施する取り組みに要する経費	定額	同上
	4 頑張る若者応援！新規就農者支援事業	農業振興の中核となる担い手を確保するため、村内において新たに就農しようとする者及び認定農業者の後継者である親元就農者に対する支援	別途定める交付要綱のとおり	別途定める交付要綱のとおり
	5 農業担い手支援事業	定年退職後等に新規就農及び規模拡大等で専業就農しようとする農業者が機械等の導入に要する経費	10/10以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の20%以上の減
	6 農業後継者体験学習実践活動事業	児童、生徒が農業の体験学習を行う事業に要する経費	定額	同上
	7 特認事業	村長が特に認めた事業に要する経費	定額	同上
7 災害	1 農業等施設復旧資材購入事業	福島県農業等災害対策補助事業実施要領別表の農業等施設復旧資材購入事業に要する補助対象経費	事業費の2/3以内(県1/3以内、村1/3以内)	同上
	2 緊急渇水対策事業	渇水により農作物の生育に被害を受けるおそれのある農家等が当該被害に対し行った対策に要する経費	事業費の1/2以内	同上

	3 特認事業	村長が特に認めた事業に要する経費	定額	同上
8 環境 保全型 農業の 振興	1 多面的機能支 払交付金	農地の維持及び資源の向上の活動に係 る経費	定額	同上
	2 環境保全型農 業直接支払交付 金	農業者等に対し環境保全型農業直接支 払交付金を交付するのに要する経費	定額	同上
	3 特認事業	村長が特に認めた事業に要する経費	定額	同上
9 その他	1 森林・緑化振 興推進事業	森林・緑化を守り育てる意識の醸成や、 森林・緑化整備による森林・緑化環境の 保全に要する経費	定額	同上
	2 農業経営資金 利子補給事業	農業経営資金借入者の償還利息に対す る助成	定額	同上
	3 認定農業者農 地集積支援事業	認定農業者が農地集積事業を行ったこ とに対する助成	定額	同上
	4 湯川村農業者 収入保険加入促 進事業	収入保険の保険料（積立金を除く）に対 する助成	1 / 4 以内	同上
	5 特任事業	村長が特に認めた事業に要する経費	定額	同上

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名 ㊟

湯川村農業振興事業等補助金交付申請書

年度において、下記のとおり（別表の事業名）事業を実施したいので、湯川村補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及び内容
別に定める様式による
- 3 経費の配分と負担区分
別に定める様式による
- 4 事業完了予定年月日
- 5 収支予算
別を示す様式による
- 6 添付書類
別を示す

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名 ㊟

湯川村農業振興事業等計画変更（廃止、中止）承認申請書

年度（別表の事業名）事業の事業計画を変更（廃止、中止）したいので、湯川村補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認されたく申請します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容

（注）変更の内容は、補助金等の交付決定がなされた事業計画（収支予算書を含む）と容易に比較対照できるよう変更事項ごとに二段書とし、上段に変更前を赤字で記載すること。

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名

湯川村農業振興事業（ 事業）指令前着手届

年度 事業に基づく事業については、次の条件により当該事業を指令前着手したいので、下記のとおり届け出ます。

1 事業計画及び理由

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

2 事業着手の条件

- （1） 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議がありません。
- （2） 補助金交付の決定前に村の指示により事業内容を変更しなければならない場合は、その指示に従います。
- （3） 補助金交付の決定前に災害を受けた場合は、全額自己負担で復旧いたします。

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名 ㊟

湯川村農業振興事業等補助金実績報告書

年度において、下記のとおり、（別表事業名）事業を実施したので、湯川村補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

3 経費の配分と負担区分

4 事業の着手及び完了年月日

5 収支精算

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名 ㊤

湯川村農業振興事業等補助金交付請求書

年 月 日付け湯川村指令 第 号で交付決定通知のあった湯川村農業振興事業等（ 事業）補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 名	事業
事 業 費	円
交 付 決 定 額 （ A ）	円
受 領 済 額 （ B ）	円
今 回 請 求 額 （ C ）	円
残 額 （ A － B － C ）	円

別記様式第 6 号（第10条関係）

番 号
年 月 日

湯川村長 様

住 所
団体長名 ㊟

湯川村農業振興事業等補助金概算払請求書

年 月 日付湯川村指令産第 号で交付決定通知のあったこの補助金
について、下記により、金 円を概算払（前金払）によって交付されたく請求し
ます。